

消費税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 外国人旅行者向け消費税免税制度における臨時販売場を設置する事業者に係る承認の申請手続及びその承認要件等を定めることとする。(第 18 条の 4 関係)
(注 1) 上記の改正は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。
(注 2) 臨時販売場を設置する事業者に係る承認の申請書等については平成 31 年 5 月 1 日から提出等を行うことができることとする。(附則第 2 条関係)
- 2 金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件である本人確認書類の保存について、その保存期間を、その課税仕入れの日の属する課税期間の末日の翌日から 2 月を経過した日から 7 年間とする等の措置を講ずることとする。(第 50 条関係)
(注) 上記の改正は、平成 31 年 10 月 1 日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用する。
- 3 農業協同組合中央会を消費税法別表第三に掲げる法人とみなして適用する法令の細目を定めることとする。(消費税法施行令附則第 19 条の 2 関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 条関係)